

監査報告書

一般社団法人日本食鳥協会
代表理事会長 佐藤 実 殿

令和3年5月27日
一般社団法人日本食鳥協会

監事 齋藤武彦



私たちは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第60期会計年度における一般社団法人日本食鳥協会の業務及び財産の状況について、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第99条及び定款33条に基づき監査を行い、次のとおり報告する。

1 監事の監査の方法及びその内容

- (1) 私たちは、理事会及びその他の重要な会議に出席し、理事からの業務の報告を徴収し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 私たちは、会計帳簿並びに関係書類など必要と思われる監査手続きを用いて事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）について正確性を検討した。

2 監査所見

- (1) 計算書類及び付属明細書は、法令及び定款に従い、本協会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、本協会の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上

監査報告書

一般社団法人日本食鳥協会
代表理事会長 佐藤 実 殿

令和3年5月27日
一般社団法人日本食鳥協会

監事 山本才司 

私たちは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第60期会計年度における一般社団法人日本食鳥協会の業務及び財産の状況について、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第99条及び定款33条に基づき監査を行い、次のとおり報告する。

1 監事の監査の方法及びその内容

- (1) 私たちは、理事会及びその他の重要な会議に出席し、理事からの業務の報告を徴収し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 私たちは、会計帳簿並びに関係書類など必要と思われる監査手続きを用いて事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）について正確性を検討した。

2 監査所見

- (1) 計算書類及び付属明細書は、法令及び定款に従い、本協会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、本協会の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上